

# 議会運営委員会

令和2年11月20日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行	○伴 吉晴	溝部真紀子
齋藤 文夫	横田 敏文	木澤 正男
奥村 容子		
坂口 議長		

## 2. 理事者出席者

総務部長 面巻 昭男

## 3. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子      同 係 長 岡田 光代

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 齋藤委員 横田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、齋藤委員、横田委員のお二人を指名いたします。お二人には、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、1. 協議事項、（1）令和2年第4回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

①会期日程につきましては、9月18日開催の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、11月30日（月）から12月16日（水）までの17日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和2年第4回斑鳩町議会定例会は、11月30日（月）から12月16日（水）までの会期17日間ということで決定させていただきます。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。付議予定議案等の取り扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。まず、日程1. 会議録署名議員の指名、日程2. 会期の決定をいたします。次に、日程3から日程5まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることといたします。次に、日程6. 発議第9号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、委員会付託を省略し、発議者の提案説明を受けたのち、初日の本会議で即決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。発議第 9 号については、委員会付託を省略し、初日の本会議でお諮りいただくことといたします。

日程 6 の終了後、町長から提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることといたします。

それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。日程 7. 議案第 4 2 号 斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については、総務常任委員会に付託。日程 8. 議案第 4 3 号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についても、総務常任委員会に付託。

日程 9. 議案第 4 4 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程 10. 議案第 4 5 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、日程 11. 議案第 4 6 号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例及び斑鳩町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての 3 議案については、12月の期末手当の減額にかかる議案であり、不利益遡及はできませんので、初日に即決されたいということですが、委員会付託を省略し、初日の本会議で即決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議案第 4 4 号、議案第 4 5 号、議案第 4 6 号については、委員会付託を省略し、初日の本会議でお諮りいただくことといたします。

日程 12. 議案第 4 7 号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 13. 議案第 4 8 号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についても、厚生常任委員会に

付託。日程 14. 議案第 49 号 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例については、建設水道常任委員会に付託。日程 15. 議案第 50 号 令和 2 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 12 号）については、総務常任委員会に付託。日程 16. 議案第 51 号 令和 2 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 17. 議案第 52 号 令和 2 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についても、厚生常任委員会に付託。日程 18. 議案第 53 号 令和 2 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についても、厚生常任委員会に付託。日程 19. 議案第 54 号 令和 2 年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第 3 号）については、建設水道常任委員会に付託。日程 20. 議案第 55 号 令和 2 年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についても、建設水道常任委員会に付託。日程 21. 議案第 56 号 王寺周辺広域市町村圏協議会の廃止については、総務常任委員会に付託。日程 22. 議案第 57 号 奈良県広域消防組合理約の変更についても、総務常任委員会に付託。日程 23. 議案第 58 号 斑鳩町総合計画基本構想の改定についても、総務常任委員会に付託。

日程 24. 承認第 13 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和 2 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 11 号）について）は、専決処分に係る承認案件ですので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることといたします。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上のとおりでございます。ここまで確認いたしましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますよう、お願いいたします。

なお、初日にお諮りする発議第 9 号及び議案第 44 号、議案第 45 号、議案第 46 号、承認第 13 号の 5 議案について、討論の有無は初日の全員協議

会でご確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認しておきます。

ここで、事務局より、報告と12月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談があるとのことですので、発言を許可します。

佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

おはようございます。議会事務局より2点、報告と相談をさせていただきます。

1点目は、議員のみなさまの期末手当の減額にかかる補正予算についてです。11月30日に発議される予定の「斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について」が初日即決となる見込みでありますので、この減額にかかる補正予算の要求を議会より町執行部に行っております。このことから、11月30日の上程されます令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）の内容に、議員のみなさまの期末手当の減額が含まれておりますことをご報告いたします。

2点目です。12月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策についてご相談させていただきます。9月議会において、さまざまな感染症予防対策を講じてまいりましたが、11月に入りましても、町内で新たに新型コロナウイルス感染症の感染者の発生が続いており、予断を許さない状況でございます。このことから、1点目、議場における新型コロナウイルス感染防止対策についてです。議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきまして、9月議会と同様の対応、議員席・傍聴席は間隔をあけて着席、議場の扉は開放、エレベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小する、かどうかをご協議いただきたいと考えております。2点目です。本

会議における町長の提出議案説明朗読の一部省略についてです。9月議会と同様に、会議時間短縮のために、事前に配布される文書をあらかじめ読んでいただき、本会議での朗読については説明部分を省略される議事運営について、12月議会も同様に行うかどうかの協議をお願いいたします。

これらのことについて、ご協議いただきますよう、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

委員長

それでは、1点目、発議第9号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての上程に伴い、これにかかる期末手当の減額が、日程15. 議案第50号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）の内容に含まれていることを確認いたしました。

2点目として、12月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について事務局から相談がありましたが、これについて質疑、ご意見があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

9月議会と同じ対応ということですので、それでいいと思います。

委員長

ほか、みなさん、どうですか。同じ意見ですね。

（ 異議なし ）

委員長

それでは、12月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策については、議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席については9月議会と同様の対応とする、また、本会議における町長提出議案説明朗読についても、9月議会と同様に一部省略とすることによろしいですね。

（ 異議なし ）

委員長

ただし、ここで、町長提案説明なんですけれども、傍聴者から全然議案がわからないと、提出議案が、という声をお聞きしておりますので、そこらへんどうさせてもらったらよろしいですかね。 木澤委員。

木澤委員 その文書自体、傍聴者の方にお配りできるのであれば、それで可能だと思いますけれども。

委員長 提案説明の文書ですか、それとも提出議案を、傍聴者に渡す。

木澤委員 提案説明の文書、そのままお渡ししたらいいと思います。

委員長 事務局長もそのようにおっしゃっていただきましたけれども、いったん配るとなると、コロナ終結後、町長提案説明の時、また配ってくれと言われる恐れがあるかもわからないですが、そこらへんどうしたらよろしいかな。

木澤委員 表のところに但し書きで、コロナで議会で提案説明省略という運営を行っているので、配らせてもらっていますという但し書きをつけてお渡ししたらいいと思います。

委員長 提案説明もいいんやけど、結局、提出議案だけでもいいのではないかなと思うんですけどもね。これ提出議案は傍聴者には全然わからないわけですか。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 傍聴者の方には議事日程をお配りしておりますので、議事日程はわかっていると思いますので、議案名は分かっていたかと思いますが、ただし、たくさんの議案ですね、条例改正でありますとか、補正予算でありますとか、そういったものはお配りはしてありませんが、一冊だけでございますけれども、閲覧可能にはしております。以上でございます。

委員長 町長提案説明の分ですか。

議会事務局長 1冊だけ、傍聴者の方といたしますか、閲覧可能にしておりますのは、議事日程も提出議案説明も、そしてすべての議案の書類も入った、議員さんに告示の日にお配りしておりますものと同じ内容のものを1冊閲覧用にロビー

に配架しております。以上でございます。

委員長

一応、今までから閲覧できるようにされておるといことなんですけれども、傍聴者に直接おひとりおひとりに渡すという感じになるんですかね、そこらへん。

暫時休憩いたします。

( 午前9時14分 休憩 )

( 午前9時17分 再開 )

委員長

再開いたします。

ただいま、休憩中に協議いたしまして、傍聴者おひとりおひとりに日程表はお配りしておりますので、議案については周知していただけると。そして、議案の内容、提出議案の説明については、閲覧可能であるので閲覧していただく、また、初日終了後にコピーの要望があれば、コピーをお渡しするというのを傍聴者に周知していただくということで終わりたいと思いますが、それでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

そしたら、そのようにさせていただきます。

以上で、(1) 令和2年第4回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、(2) 要望書等の取扱いについてを議題といたします。

佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

前回の議会運営委員会終了後、これまでに届いた要望書等はありませんので、ご報告いたします。

委員長

今回は、要望書等は届いていないということですので、要望書等の取扱いについては、以上で終わらせていただきます。

総務部長から、他に報告等しておくことはございますか。

西巻総務部長。

( な し )

委員長 総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくことといたします。お疲れさまでした。  
暫時休憩いたします。

( 午前9時19分 休憩 )

( 午前9時19分 再開 )

委員長 再開いたします。  
次に、(3)今年度の検討事項について、①斑鳩町政治倫理条例の見直し検討について、10月7日付けで各委員のレターケースに資料を事前配布させていただきました。お持ちですか。

( 「忘れました」との声あり )

委員長 そしたら、ただいま配らせていただきます。  
暫時休憩いたします。

( 午前9時20分 休憩 )

( 午前9時20分 再開 )

委員長 再開いたします。  
この調査結果について、事務局から報告してください。  
佐谷議会事務局長。

議会事務局長 8月25日の議会運営委員会において、近隣市町村等の政治倫理条例の有無および役員排除条項等について調査するようご指示を受けておりましたので、ホームページ閲覧および電話照会により調査しました結果をお手元に

まとめております。

奈良県内では、斑鳩町議会と同様に政治倫理条例を制定・公布している団体は、39市町村中25団体です。このうち、政治倫理条例に、斑鳩町政治倫理条例第4条の「町長及び議員、又は町長及び議員の配偶者並びに一親等以内か同居の親族が役員をしている企業、若しくは町長及び議員が実質的に経営に携わっている企業は、町の公共工事契約をあらかじめ辞退しなければならない」といった条項に類する役員排除の条項がある町村は、23団体です。さらに、役員排除の条項のある23市町村のうち、「辞退しなければならない」といった義務規定となっておりますのが、13市町村です。残りの10市町村は、「辞退するよう努める」のように努力規定となっております。

次に、役員排除の条項のある23市町村のうち、その出資率や年報酬について規定されておりますのは、黄色マーカーをしております9団体です。そのなかでも7市町村が、努力規定としながら、出資率・年報酬を定めております。

この結果、奈良県において、斑鳩町の現在の条例と同様に、役員排除条項があり、それが義務規定で、かつ出資率や年報酬の規定を設けていない団体は、水色マーカーの11団体でした。なお、調査しましたなか、奈良県では高取町と大淀町、近隣府県では岸和田市が、義務規定でありながら、出資率・年報酬を定められております。ただし、同様の規定を制定されている広島県府中市議会においては、この条項が「憲法上の保障を受ける経済活動の自由及び議員活動の自由を制限するもの」として訴訟となっており、1審では原告の主張は採用されませんでした。控訴審では府中市政治倫理条例が無効と判決されております。最終的に、最高裁の判断は、府中市政治倫理条例は憲法に違反しないと判断されておりますが、法的には非常に微妙な規定であることを申し添えます。

以上、事務局より調査結果をご報告いたします。

委員長

ただいま、事務局から報告がありました。これらも踏まえて、委員皆様のご意見をお聞きします。 木澤委員。

木澤委員

法的には微妙ということですが、条例として、やはり義務として謳っ

ている以上、やっぱり効力を発揮できるような形に整理をするべきかなと思うんです。今まで実態として経営に携わっている方で、議員をされていた方もいらっしゃるかと思いますけども、結局、義務と謳いながらされていたということなので、住民さんからそういう指摘を今まで受けてきたこともありますんで、より実効性の高いものにするべきかなとは思っています。

委員長           その具体的なあれは。

木澤委員       やっぱり経営をされるということなんで、株の出資率について、どれぐらいが妥当かというのは難しいんですけど、いろいろ見てますと3分の1というのが多いので、その辺かなと。報酬については例えば経営者じゃない方で、報酬をいただく場合は、それはあると思いますので、そこは規定せずに、出資率のほうで定めていってはどうかなと思います。

委員長       今、木澤委員から、実質経営者であっても選挙には出られるということ踏まえて、もうちょっと縛ってはどうかなというご意見でしたが、ほか、皆さんご意見どうですか。    齋藤委員。

齋藤委員       教えてもらいたいんですけど、この出資率がパーセントが書いてないということは、要するに1パーセントでもあったらだめというふうに理解したらいいのか、それとも出資率が書いてないということは、どのように理解したらいいのかをちょっと教えてもらいたいんですけども。

委員長           佐谷議会事務局長。

議会事務局長    この表で見ますと、高取町と大淀町につきましては、出資率について何円といった規定がございません。それで1パーセントということで書かせていただいております。この表の中で棒線を引っ張っているところにつきましては、出資率についての定めがないというところがございます。斜線を引っ張っておりますところは、もともと安堵町のように条例自体がないので、その決まりもすべてないといったところがございます。以上でございます。

委員長           この3分の1というのは、3分の1以上持ってたらだめということですか。

議会事務局長    そうです。3分の1以上持ってたら。

委員長           齋藤委員。

齋藤委員        このパー引いているのは、3分の1以下でも駄目だというふうに理解すべきなのか、要するに少しでもあったら駄目だというふうに理解すべきなのか。要するに斑鳩町の条例は、1パーセントでもあったらだめというふうに。

委員長           いや、斑鳩町の場合にはそれは謳われてないということやから、もう100%持ってはってもいいということです。

                  暫時休憩いたします。

                  ( 午前9時27分 休憩 )

                  ( 午前9時40分 再開 )

委員長           再開いたします。地方自治法の適合箇所を事務局長より朗読させます。佐谷議会事務局長。

議会事務局長    失礼いたします。地方自治法の第92条の2。議員の兼業禁止に関する規定でございます。読み上げさせていただきます。「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない」と規定されております、以上でございます。

委員長           木澤委員。

木澤委員 やっぱり議員は町の仕事を受けるべきじゃないという規定だというふうには私は理解しますので、そうすると実質上、経営者になっておられる方には辞退していただく、役員排除の条項については今、義務となっておりますけども、実質的に経営者であるということをはっきりさせるというんですかね、そういう方もご遠慮願うという意味で言うと、持ち株、株式会社の形態になってだいぶ長いんですけども、そういう実態がありますんで、出資率についてもきちっと定めて、実効性のあるものにしていったらどうかなと思います。

委員長 ほか、委員さんどうですか。実質上の経営者はやっぱりご辞退願いたいという思いで、思いは皆さん一緒だと思うんですけど。それをどのようにするかということなんですけれども。今すぐという感じでは難しいのではないかなと思います。3分の1、2分の1いろいろな数字もあろうかと思imasuので、これはまた今、木澤委員のご意見を踏まえて次回までに考えていただくという感じでどうですやろ。なんか難しくなってきたようには思うんです。

木澤委員 あと、先ほどちょっと出てましたけど、決める云々は議会のほうでできるけど、結局責任は町のほうでということなんで、町のほうの考え方というの、どっかでやっぱり聞いとくべきではないかなというふうに思います。

委員長 そのことに対しては、この議運である程度意見が固まってから、町のご意見もお聞きしていきたいなとは思imasuので。

そしたら、次回にまた議論深めたいと思imasuので、この「斑鳩町政治倫理条例の見直し検討」については、次回以降また検討していくということで終わります。

次に、②「斑鳩町議会議長交際費支出基準」の運用について、昨年12月13日の当委員会で、長いスパンで意見交換を行い、協議していきなっております。

協議の要点を整理するため、昨年度の協議の概要を事務局より報告させます。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 令和元年度の議会運営委員会においては、斑鳩町議会議長交際費支出基準に定める全国大会出場にかかる激励金について、住民の方に周知するなど、公平性を保ち、限られた予算の中で運用していくため、どうすればよいのかという協議から始まりました。しかし、協議を行う中で、近隣市町村においても、議長交際費で全国大会出場にかかる激励金を支出している議会はまれであること、また、斑鳩町長は交際費を支出しているのではなく、教育委員会などの補助金を町長が手渡ししているということなどから、議長交際費から、全国大会出場団体への激励金を支出するかどうかの議論も含めて協議されることとなり、令和元年12月15日の議会運営委員会において、時間をかけて協議するというとりまとめが行われたところでございます。

委員長 ただいま、事務局長から説明していただきましたけれども、今年の8月の議運では、要請書というんですか、書類を出していただいた、また表敬訪問をしていただいたら支給していただくのではないかというふうな議論であったと思いますが、その後、審議を深める中で、町が支給しているのは町長の交際費からではなく、町の補助金であるということがわかってきて、町が補助金を出しているのに、議会から奨励金を出すのもいかなものかということで、終わっていたと思います。

そのことも踏まえまして、これをどうしていくかということをご検討いただきたいと思いますが、委員皆様のご意見をお聞きしていきたいと思えます。 木澤委員。

木澤委員 前回この規定をつくる際に、私、委員長の立場で委員皆様のご意見をまとめさせていただきましたが、私が所属している団体が実際に議会のほうからも交付を受けているという実績がありますので、私はこの議論については退席はしませんけども、意見は差し控えさせていただきます。

委員長 ほかの委員さんどうですか。 齋藤委員。

齋藤委員 町長が補助金を出しているということですので、議長は交際費を出さなくてもいいんじゃないかなというふうに私は思います。

委員長 町長が出しているんやなしに、町の担当課が補助金として支給している、それを町長が代わりに渡しているということですね。

齋藤委員 ですから、いらないと思います。

委員長 ほかの皆さんどうですか。議長交際費も無尽蔵にあるわけではありませんのでね、そこらへんも踏まえていただきまして。

横田委員 昨年度の実績ってどのぐらいあったんですか。金額。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時48分 休憩 )

( 午前9時50分 再開 )

委員長 再開いたします。 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 令和元年度ですけれども、実績が5万円となっております。平成30年度も5万円でございます。それ以前の平成29年が0円、28年度が1万円、27年度が0円となっております。こちらほとんどが1万円でございますので、5万円ということは5団体とお考えいただければと思います。

委員長 今、局長から過去の支出金額を報告していただきましたけれども、これどうしましょ、結局町からの補助いただいている団体には議会としては対応しない、ただし町の補助がない団体については、全国大会に出はった場合ですよ、団体については交際費から支出という形でどうですやろかね。

横田委員。

横田委員 基本的には廃止の方向でいいと思うんですけど、ただ今までの経緯があるので、いま委員長おっしゃっていたような形で、町の補助金が出ないところに

ついて対応しようかということでもいいのではないかなとに思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 町の補助金が出ない団体と言いましてもですね、公平性に欠ける、要するに出るんだよというふうにPRというか、周知しないで知っているものだけに出すということになってくると、またそれをまたPRするという面もありますんで、もう廃止の方向でいいんじゃないかなと私は思います。

委員長 ほかの委員さんどうですか。今日すぐに決めることでもないんでね。またここで決まったことをまたホームページ、議会だより等で載せていくことになろうかと思えますんで、それを見て、ほんならくれはるんやったらもらいに来ましょかとか、なる恐れもありますんで。

また次回までに、先送りやけど、次回までに考えていただけますか。

齋藤委員 5団体とおっしゃってますのは、それは令和元年度も平成30年度も同じ団体なのか、まったく別の団体なのか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務 同じ団体もありますし、一部違う団体もございます。以上です。

局長

委員長 全国大会に出場される団体に限ってますので、去年出たけども今年は出られない、そういう団体は無理ですわね。ただし、去年出てないけども、今年出られたという団体もありますんで。

そしたらこれも次回までに考えといていただけますか。

( 異議なし )

委員長 お願いいたします。

それでは、②「斑鳩町議会議長交際費支出基準」の運用については、また

次回に検討していくということで終わります。

次に、③町長の提出議案説明についてです。9月18日の議会運営委員会で、委員より、6月議会と9月議会は新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、町長の提出議案説明の一部省略とされましたが、コロナ対応終了後ですね、本文を朗読される場合も、現在よりも簡潔な内容とされてはいかがかというご意見がありました。

このことについて、各委員さんからご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員　ご提案いただいて私もちょっと考えたんですけども、私の思いとしては本会議での朗読の時間というのは、やっぱり、もうペーパーでいただいているので、別に必要ないかなということで、提案させていただきましたけれども、説明自体は、私はできるだけやっぱり詳細なものがほしいなというふうに思っています。担当課のほうに聞きにいけばいいじゃないかということもあるんですけども、聞きに行く前に説明いただいて、発見する点というのも多かったので、できるだけ私はそこは省略しないでほしいと思います。

委員長　そしたらペーパーで配布されているので朗読は別にいいのではないかなと、ただし、内容については詳細な内容を望むということですね。  
ほかの委員さんどうですやろ。　横田委員。

横田委員　私も木澤委員と同じ意見です。

委員長　齋藤委員。

齋藤委員　配布する資料と説明する資料と違っても別に問題ない、議員に配布してる資料と。

委員長　暫時休憩いたします。

( 午前9時56分 休憩 )

( 午前10時08分 再開 )

委員長

再開いたします。

休憩中に皆さんいろいろご意見いただきまして、いろいろな意見が出ました。つきましては、次回以降にそれらを検討して、私のほうである程度まとめさせていただいた意見を皆さんにご披露していくということで終わりたいと思いますがよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議事項については、以上で終わります。

次に、2. その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

今、コロナの中で県議会でしたら県会議員の方がコロナにかかったら公表されているという状況で、我々もいつかかってもおかしくないという中で、局長に調べてもらったら、かかった段階で保健所のほうで仕事、職業が公表されるので、例えば、斑鳩町内で町会議員の方がかかりましたというのを公表されるという状況ですので、そうすると住民さんからはやっぱり結局誰やねんというふうに、話なってくるので、それであつたら我々議員がかかった段階で町のホームページで公表していただいたらどうかなというふうに思いましたんで、皆さんの意見を聞かせていただければなと。

委員長

ただいま木澤委員の意見から、コロナ感染になった場合に県議会では氏名を公表されている、ということです。斑鳩町でもかかった場合に住民の皆さんに公表するというふうなことでどうですか、ということなんですけども、皆さんのご意見は。 伴委員。

伴委員

正直言うて、噂になって誰や誰やというぐらいであれば、もう速やかに公表していただいたほうがスムーズに行くかなと。噂になって違う方がもし噂

の対象でもなったらえらいことですので、私はもうそれでええと思います。

委員長            どうですか。    齋藤委員。

齋藤委員          いいと思います。

委員長            他、どうですか。    溝部委員。

溝部委員          それで結構です。

委員長            奥村委員。

奥村委員          それで結構です。

委員長            あとは横田さん戻って来はってからお聞きしたいと思います。  
暫時休憩いたします。

（ 午前10時11分 休憩 ）

（ 午前10時12分 再開 ）

委員長            再開いたします。

委員さん皆さん公表したほうがよいというご意見でしたので、これは全協  
に報告させていただきます。

他にございませんか。

（ な し ）

委員長            議長から、何かございますか。    坂口議長。

議 長            本年の2月に、奈良県町村議会議長会会長より「奈良県広域消防組合の運  
営における組織体制の見直しに関する意見書（案）」について、今年中に採

扱されたい旨の要望がありました。

2月25日の議会運営委員会においては、内容が修正されるなど不安定な部分もあることから、私のほうで少し期間をかけて調査研究をさせていただき、また、広域圏や生駒郡の議会、また町村会の動き等も注視していくこととして、各議員への配布にとどめることで終わっております。

その後の経過等について報告させていただきます。近隣町村の動向を探ってみますと、広域7町で意見書を採択する予定のある団体はないとのことです。また、県議長会で問題とされている現在の組合議会の構成については、旧西和消防署管内においては、西和区分報告会という形で、広域消防の運営状況について、7町すべての町長と議長に説明される機会がありますことから、当町の立場からは特に問題ないと考えております。

これらのことから、2月に県議長会から通知がありました意見書を当町議会で取り上げることについては見送っていきたいというふうに考えておりますので、報告させていただきます。以上です。

委員長           ただいま、議長よりお話がありました。委員皆さんより、質問やご意見があればお受けいたします。  伴委員。

伴委員           議長言われた、それで、おっしゃった内容でええと思います。

委員長           木澤委員。

木澤委員        すみません。議長のほうで説明いただいてちょっとよくわからなかったんですけど、ペーパーのほうでは、意見書案の修正についてというふうになってますけど、これ、中身が何か変わったということなんですか。前のやつと今回のやつと、何か内容変わったんでしょうか。

委員長           佐谷議会事務局長。

議会事務局長   2月13日に、まず奈良県議会議長会の会長から、意見書のお願いということでまいりまして、その時の内容については、組合議会の議員には、自治

体代表である市町村長と住民代表である市町村議会議員がそれぞれ等しく1名ずつ選出されるべきであります、というふうに書かれておりました。これについては非常に現実的に難しい問題でもあるということとなったようでして、2月18日にすぐに修正案がまた公文書で送られてまいりまして、その時の意見書(案)については、「組合議会は組合市町村の議会議員によって構成するなど、両者が手を取り合って、等しく、より地域住民の意思や考えを適切に反映できる仕組みを構築することが必要であると考えます。」ということに来ておりまして、非常に分かりにくい内容でございましたことから、県議長会さんが何を問題とされてこの意見書の要請をされているのか調査いたしましたところ、県内の、西和地区では西和区分報告会という形で議長も町長も全員が出られて、代表で行っておられる議員さん、町長さんもお中におられて、組合議会での運営状況を報告する会が年3回程度行われております。しかし、そのような会がない区域もあるようでございまして、そのところでは、ご自分のところの議長も町長も組合議会に行っておられない町については、広域消防の動きがわからないといったお話があったようでございまして、このような意見書が出たということでお聞きしております。

木澤委員 議長のほうで見送りたいということですけど、私は元々の、それぞれの市町村からやっぱり、議会から1名ずつ出るというのは、そのほうがいいなというふうに思ってるんですけど、別に議長のほうで提案しないんでしたら、またそれは議員提案等もできますので、そういう形で、もし出すのであれば検討したいと思うのと、あと議長のほうで西和区分で報告受けてとおっしゃっていただけてますけども、できればそれを、我々議員にも伝えていただきたいなど、聞いてきたこと。資料は言うたら見せてもらえますけど、聞いてきたあとで報告をいただく場を設けてほしいなと思うんですけど。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前10時19分 休憩 )

( 午前10時23分 再開 )

委員長

再開いたします。

消防組合の西和区分の会議が開かれた資料等は、開かれた旨、議員に伝えて閲覧できるようにしていただくということです。

また議長が先ほどおっしゃいましたように、各町、首長と議長が一堂に会するということは人数的にも無理ではないかなということで、今回は見送るというふうなことだと思いますので、議長がおっしゃったことを確認したいと思いますが、それでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

それでは、県議長会からの消防組合議会関係の要望の取り扱いについては、斑鳩町議会として取り上げることを見送るということで確認しておきます。

事務局から、何かございますか。 佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

事務局から2点、報告がございます。

前回、9月18日に議会運営委員会に提出しました資料に文書番号の誤りがございましたので、訂正させていただきますとともに、お詫び申し上げます。資料「PCR検査のさらなる拡充を求める意見書について」は、文書番号を「発議第7号」と記載しておりましたが、正しくは「発議第8号」でした。また、資料「義務教育全学年で少人数学級を実現することを求める意見書について」は「発議第8号」と記載しておりましたが、正しくは「発議第7号」でした。たいへん申し訳ございませんでした。

2点目でございます。9月18日の議会運営委員会で、同日の奈良新聞に「下市町議会の答弁事前漏れで議員倫理調査特別委員会が設置された」という記事が掲載された件について、状況を調査することとなっております。9月下旬に下市町議会事務局に電話で事情をお聞きしましたところ、下市町議会は、一般質問は通告後、打ち合わせ等を行わず、事前に答弁内容を理事者が議員に伝えることはない慣習であるとのことでした。このことから、職員が議員に答弁内容を事前に伝えたことが問題となり、議員倫理調査特別委員会が設置された、とのことでございます。

10月1日には、奈良新聞に、議員倫理調査特別委員会で意見を出し合い、「政治倫理条例を検討する方向でまとまった」ことが掲載されております。

なお、私のほうから、全国町村議会議長会に、一般質問の予定答弁を事前に理事者から議員に伝えることについて質問したところ、「それぞれの町村のやり方であり、どちらでもよい」との回答でございましたので、申し添えます。以上でございます。

委員長

今、事務局長から報告いただきましたけれども、下市町の関係については、これは議会運営にはあんまり関係ないのではないかと思いますので、それを調査して斑鳩町議会の議会運営に関することで提案していただいたら、この議会運営委員会で取り上げていくことにはなろうかと思えますけれど、それは個人の調査でやっていただくということをお願いしたいと思えます。

それでは、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

これをもって本日の議会運営委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

( 午前10時27分 閉会 )